

①東北地方災害廃棄物広域処理について

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、地震とそれに起因する津波により東北地方沿岸を中心に甚大な人的・物的被害をもたらしました。被災地では、震災から1年4か月が経過した現在も、日常の生活を取り戻せない方々も多く、1日も早い復旧復興が望まれています。

【笠間市の考え方】

本市は、震災により多くの被害を受けた被災地ではありますが、さまざまな要因により、復旧の遅れる東北地方の一助を担うため、東北地方の災害廃棄物広域処理を茨城県および環境保全事業団と共に進めております。また、東北地方の災害廃棄物の受入れに当たっての放射性物質濃度は、茨城県の独自基準（国の基準より厳しい）を設定すると共に、搬出側や受入れ側で適正なモニタリングを実施し、安全性を確保します。市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【受入れに係る詳細事項】

搬出先	宮城県石巻市
受入先	エコフロンティアかさま
受入物	混合可燃物（木くず中心） ・ 不燃物（瓦やコンクリート等）
受入量	混合可燃物 7,500 t ・ 不燃物 30,000 t
受入基準	放射性物質濃度 100 ベクレル／k g 以下 注1)
試験焼却	平成24年7月19日～20日 注2)
受入時期	平成24年9月～平成26年3月 ※受入時期は変更する場合あり
モニタリング	①車両等の空間線量率 ※受入れごと
	②敷地境界線、最終処分場の空間線量率 ※1日1回
	③排ガス、排水、焼却灰等の放射性物質濃度 ※月1回

注1) 受入れ基準

放射性物質濃度・・・100 ベクレル／k g 以下

東日本大震災により宮城県石巻市において発生した災害廃棄物について、受入れ基準である、1 k g あたり放射性物質濃度 100 ベクレル以下のものを受入れることとしています。

この受入れ基準については以下のことを鑑み決定しております。

①原子炉等規制法に基づくクリアランス基準

運転を終了した原子力発電所の解体等により発生するコンクリート、金属を想定し、原子力発電所や一般社会で安全に再利用を推進するために定めた基準です。

廃棄物を再生利用した製品が、日常生活を営む場所などの一般社会で使われても安全な基準として、放射性セシウムについて100 ベクレル／k g 以下と定められています。

②食品衛生法に基づく食品中の放射性物質の基準

平成24年4月1日から、食品からの被ばく線量の限度について、年間の線量の上限を「5ミリシーベルト」から「1ミリシーベルト」に引き下げた新たな基準値が適用されています。食品の国際規格も、「1ミリシーベルト」を超えないように設定されていることから、新たな基準値は、国際規格にも準拠したものになります。

一般食品の基準値は100 ベクレル／k g です。これは、年間1ミリシーベルトから、飲料水の線量（約0.1ミリシーベルト/年）を差し引いた線量（約0.9ミリシーベルト/年）を使い限度値を算出し、すべての年齢区分の限度値のうち、最も厳しい値から基準値を決定したものです。

注2) 試験焼却

エコフロンティアかさまにおいて、放射性物質濃度等の測定を行います。

①日程 試験焼却：7月19日（木）～20日（金）の2日間 最終処分場搬入：7月23日（月）

②焼却量 20トン

③測定項目等 搬入時の空間線量率、焼却中の排ガスの放射性物質濃度

焼却後の焼却灰等の放射性物質濃度、および焼却灰・最終処分場等での空間線量率

放流水、地下水等の放射性物質濃度、敷地境界における空間線量率

問 環境保全課（内線127）

②ページ 飼い犬の登録をし、狂犬病予防注射を受けましょう。

③「平成24年度 茨城県食品適正表示推進員養成講習会」の参加者を募集

茨城県は、食品を取り扱う事業所での適正表示に対する自主的な取組の中心的役割を担う「食品適正表示推進員」を養成する講習会を開催します。

食品関連事業者の皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

開催日時等

日時	会場	募集定員	備考
8月24日（金）	水戸合同庁舎大会議室 （水戸市柵町1-3-1）	120名	受付：午前9時15分～ 生鮮食品コース：
8月29日（水）	鉾田合同庁舎大会議室 （鉾田市鉾田1367-3）	100名	午前9時30分～午後3時30分 加工食品コース：
9月5日（水）	県西生涯学習センター （筑西市野殿1371）	80名	午前9時30分～午後4時30分 （昼休み等休憩を含む）

※生鮮食品コース：生鮮食品を中心に扱っている食品関連事業者等

※加工食品コース：加工食品及び生鮮食品を取り扱っている食品関連事業者等

主催 茨城県

講習内容および時間（予定）

第1部	講義：食品表示に関する関連法令 （JAS法、米トレサビリティ法、食品衛生法、 健康増進法、景品表示法、その他）	午前9時30分～ 午後2時30分
第2部	※生鮮食品コース（講義、演習）	午後2時30分～ 3時30分
	※加工食品コース（講義、演習）	午後3時30分～ 4時30分

※第1部および第2部を受講した方に対し、受講修了証書を交付します。

対象者 食品関連事業者および食品関連事業所に従事する方

参加費 無料（昼食については、各自持参のこと）

申込方法 下記ホームページから「受講申込書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、下記宛に郵送またはファックスにてお申し込みください。

※茨城県ホームページ「いばらき食の安全情報 web site」

<http://www.shoku.pref.ibaraki.jp/index.cgi>

申込期限 各会場の開催日の7日前まで（郵送の場合、当日消印有効）

申・問 茨城県保健福祉部生活衛生課 食の安全対策室

〒310-8555 水戸市笠原町978-6 TEL 029-301-3420 FAX 029-301-0800

④「いばらき営農塾」《野菜入門コース》の受講生を募集

期間 9月7日（金）～12月1日（土）

回数 講義23回、実習9回

時間 講義（原則週2回） 水曜日：午後6時30分～9時 土曜日：午前9時30分～正午
実習 土曜日：午後1時～3時30分

場所 茨城県立農業大学校（茨城町長岡4070-186）

内容 講義：土壌肥料、病虫害防除、雑草防除、園芸汎論、野菜各論など
実習：作物栽培実習

対象 定年退職等により、これから農業をはじめようとする方

定員 40名

受講料 13,800円

申込期限 8月10日（金）

申込方法 農業改良普及センターを通してお申し込みください。

申 笠間地域農業改良普及センター TEL 0296-72-0701

問 茨城県立農業大学校 研修科 TEL 029-292-0419

国民健康保険税の納付は口座振替にすると便利です。

⑨ページ